

人事院公示第7号

人事院は、人事院規則8—18（採用試験）第3条第4項、第4条第3項、第6条第1項及び第2項第1号並びに第8条第3項の規定に基づき、平成26年人事院公示第22号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

平成30年7月2日

人事院総裁 一 宮 なほみ

- 1 次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分があるものは、これを当該傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
1 人事院規則8—18（採用試験） （以下「規則」という。）第3条第4項の人事院が定める名称は、次の各号に掲げる経験者採用試験である採用試験の種類（以下単に「種類」という。）に応じ、それぞれ当該各号に定める名称とする。 一・二 （略） 三 <u>内閣官房令第2条第3号に掲げる官職を対象とし、内閣官房令第3条に規定する大卒程度の者に対して行う採用試験</u> <u>総務省経験者</u>	1 人事院規則8—18（採用試験） （以下「規則」という。）第3条第4項の人事院が定める名称は、次の各号に掲げる経験者採用試験である採用試験の種類（以下単に「種類」という。）に応じ、それぞれ当該各号に定める名称とする。 一・二 （略） （新設）

採用試験（係長級（技術））

四 内閣官房令第2条第4号に掲げる官職を対象とし、内閣官房令第3条に規定する大卒程度の者に対して行う採用試験 外務省経験者採用試験（書記官級）

五 内閣官房令第2条第5号に掲げる官職を対象とし、内閣官房令第3条に規定する大卒程度の者に対して行う採用試験 国税庁経験者採用試験（国税調査官級）

六 内閣官房令第2条第6号に掲げる官職を対象とし、内閣官房令第3条に規定する大卒程度の者に対して行う採用試験 農林水産省経験者採用試験（係長級（技術））

七 内閣官房令第2条第7号に掲げる官職を対象とし、内閣官房令第3条に規定する大卒程度の者に対して行う採用試験 経済産業省経験者採用試験（課長補佐級（事務））

八 内閣官房令第2条第8号に掲げる官職を対象とし、内閣官房令第3条に規定する大卒程度の者に対して行う採用試験 国土交通省経

三 内閣官房令第2条第3号に掲げる官職を対象とし、内閣官房令第3条に規定する大卒程度の者に対して行う採用試験 外務省経験者採用試験（書記官級）

四 内閣官房令第2条第4号に掲げる官職を対象とし、内閣官房令第3条に規定する大卒程度の者に対して行う採用試験 国税庁経験者採用試験（国税調査官級）

五 内閣官房令第2条第5号に掲げる官職を対象とし、内閣官房令第3条に規定する大卒程度の者に対して行う採用試験 農林水産省経験者採用試験（係長級（技術））

六 内閣官房令第2条第6号に掲げる官職を対象とし、内閣官房令第3条に規定する大卒程度の者に対して行う採用試験 経済産業省経験者採用試験（課長補佐級（事務））

七 内閣官房令第2条第7号に掲げる官職を対象とし、内閣官房令第3条に規定する大卒程度の者に対して行う採用試験 国土交通省経

験者採用試験（係長級（技術））

九 内閣官房令第2条第9号に掲げる官職を対象とし、内閣官房令第3条に規定する大卒程度の者に対して行う採用試験 観光庁経験者採用試験（係長級（事務））

十 内閣官房令第2条第10号に掲げる官職を対象とし、内閣官房令第3条に規定する大卒程度の者に対して行う採用試験 気象庁経験者採用試験（係長級（技術））

2～7 （略）

別表第1

種類ごとの名称	区分試験	区分試験の対象となる官職
国土交通省経験者採用試験（係長級（技術））	本省	内閣官房令第2条第8号（同号イに係る部分に限る。）に掲げる官職のうち、国土交通省の内部部局（本省に置かれる

験者採用試験（係長級（技術））

八 内閣官房令第2条第8号に掲げる官職を対象とし、内閣官房令第3条に規定する大卒程度の者に対して行う採用試験 観光庁経験者採用試験（係長級（事務））

九 内閣官房令第2条第9号に掲げる官職を対象とし、内閣官房令第3条に規定する大卒程度の者に対して行う採用試験 気象庁経験者採用試験（係長級（技術））

2～7 （略）

別表第1

種類ごとの名称	区分試験	区分試験の対象となる官職
国土交通省経験者採用試験（係長級（技術））	本省	内閣官房令第2条第7号（同号イに係る部分に限る。）に掲げる官職のうち、国土交通省の内部部局（本省に置かれる

職を含む。)における主として都市計画及び都市計画事業、下水道、河川等の整備及び管理、砂防、道路の整備及び管理、住宅の供給、建築物の質の向上、道路運送車両の安全の確保及び道路運送車両に係る環境の保全、船舶の安全の確保、港湾等の整備及び管理、航空運送及び航空に関する事業の発達、改善及び調整、航空機の安全の確保、空港

職を含む。)における主として都市計画及び都市計画事業、下水道、河川等の整備及び管理、砂防、道路の整備及び管理、住宅の供給、建築物の質の向上、道路運送車両の安全の確保及び道路運送車両に係る環境の保全、船舶の安全の確保、港湾等の整備及び管理、航空運送及び航空に関する事業の発達、改善及び調整、航空機の安全の確保、空港

	等の管理に 連する環境対 策、官公庁施 設の整備及び 官公庁施設に 関する指導等 に関する事務 に従事するこ とを職務とす る官職		等の管理に 連する環境対 策、官公庁施 設の整備及び 官公庁施設に 関する指導等 に関する事務 に従事するこ とを職務とす る官職
国土地理 院	内閣官房令 第2条第8号 (同号ロに係 る部分に限る 。)に掲げる 官職のうち、 国土地理院に おける主とし て土地の測量 及び地図の調 製に関する事 務に従事する ことを職務と する官職	国土地理 院	内閣官房令 第2条第7号 (同号ロに係 る部分に限る 。)に掲げる 官職のうち、 国土地理院に おける主とし て土地の測量 及び地図の調 製に関する事 務に従事する ことを職務と する官職

地方整備局・北海道開発局	内閣官房令 第2条第8号 (同号ロに係る部分に限る。)に掲げる官職のうち、地方整備局若しくは北海道開発局における主として河川等、道路若しくは港湾等の整備及び管理、官公庁施設の整備及び官公庁施設に関する指導等に関する事務又は北海道開発局における主として農地の保全等に関する事務に従事することを職務とする官職
--------------	--

地方整備局・北海道開発局	内閣官房令 第2条第7号 (同号ロに係る部分に限る。)に掲げる官職のうち、地方整備局若しくは北海道開発局における主として河川等、道路若しくは港湾等の整備及び管理、官公庁施設の整備及び官公庁施設に関する指導等に関する事務又は北海道開発局における主として農地の保全等に関する事務に従事することを職務とする官職
--------------	--

別表第2

種類ごとの名称	区分試験	試験種目
(略)	(略)	(略)
会計検査院経験者採用試験 (係長級(事務))		基礎能力試験、経験論文試験、政策課題討議試験、人物試験及び総合評価面接試験
総務省経験者採用試験(係長級(技術))		基礎能力試験、一般論文試験、経験論文試験、人物試験及び総合評価面接試験
(略)	(略)	(略)

別表第2

種類ごとの名称	区分試験	試験種目
(略)	(略)	(略)
会計検査院経験者採用試験 (係長級(事務))		基礎能力試験、経験論文試験、政策課題討議試験、人物試験及び総合評価面接試験
(略)	(略)	(略)

国税庁経 験者採用 試験（国 税調査官 級）		基礎能力試 験、 <u>経験論文 試験</u> 、人物試 験及び総合評 価面接試験
（略）	（略）	（略）

別表第3

種類ごと の名称	試験種目	出題分野
外務省経 験者採用 試験（書 記官級）	外国語試 験（記述 式）	英語、 <u>フラ ンス語</u> 、 <u>ドイ ツ語</u> 、ロシア 語、スペイン 語、ポルトガ ル語、アラビ ア語、トルコ 語、タイ語、 インドネシア 語、中国語及 び朝鮮語のう

国税庁経 験者採用 試験（国 税調査官 級）		基礎能力試 験、 <u>経験論文 試験</u> 、 <u>政策課 題討議試験</u> 、 人物試験及び 総合評価面接 試験
（略）	（略）	（略）

別表第3

種類ごと の名称	試験種目	出題分野
外務省経 験者採用 試験（書 記官級）	外国語試 験（記述 式）	英語、 <u>フラ ンス語</u> 、ロシ ア語、スペイ ン語、ポルト ガル語、アラ ビア語、トル コ語、タイ語 、インドネシ ア語、中国語 及び朝鮮語の うち、受験者

		ち、受験者の 選択する1か 国語
	外国語試 験（面接 ）	英語、 <u>フラ ンス語、ドイ ツ語、ロシア 語、スペイン 語、ポルトガ ル語、アラビ ア語、トルコ 語、タイ語、 インドネシア 語、中国語及 び朝鮮語のう ち、受験者の 選択する1か 国語</u>

別表第4

種類ごと の名称	区分試験	受験資格
(略)	(略)	(略)

		の選択する1 か国語
	外国語試 験（面接 ）	英語、 <u>フラ ンス語、ロシ ア語、スペイ ン語、ポルト ガル語、アラ ビア語、トル コ語、タイ語 、インドネシ ア語、中国語 及び朝鮮語の うち、受験者 の選択する1 か国語</u>

別表第4

種類ごと の名称	区分試験	受験資格
(略)	(略)	(略)

会計検査
院経験者
採用試験
(係長級
(事務)
)

試験年度の
4月1日にお
いて、大学等
を卒業した日
又は大学院の
課程等を修了
した日のうち
最も古い日か
ら起算して5
年を経過した
者で、平成1
8年1月1日
以降に公認会
計士法（昭和
23年法律第
103号）第
3条に規定す
る公認会計士
試験に合格し
たもの又は同
日前に公認会
計士法の一部
を改正する法
律（平成15
年法律第67
号）の規定に

会計検査
院経験者
採用試験
(係長級
(事務)
)

試験年度の
4月1日にお
いて、大学等
を卒業した日
又は大学院の
課程等を修了
した日のうち
最も古い日か
ら起算して5
年を経過した
者で、平成1
8年1月1日
以降に公認会
計士法（昭和
23年法律第
103号）第
3条に規定す
る公認会計士
試験に合格し
たもの又は同
日前に公認会
計士法の一部
を改正する法
律（平成15
年法律第67
号）の規定に

		<p>よる改正前の 公認会計士法 の規定による 公認会計士試 験の第二次試 験に合格した もの</p>			<p>よる改正前の 公認会計士法 の規定による 公認会計士試 験の第二次試 験に合格した もの</p>
<p>総務省経 験者採用 試験（係 長級（技 術））</p>		<p>試験年度の 4月1日にお いて、次の各 号のいずれか に該当する日 （二以上ある ときは、当該 日のうち最も 古い日）から 起算して12 年を経過した 者で、学校教 育法に基づく 短期大学、高 等専門学校、 高等学校の専 攻科の課程（ 同法第58条</p>			

の2の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)若しくは専修学校の専門課程(同法第132条の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)(以下「短期大学等」という。)、大学等、大学院の課程等、第一号、第四号、第五号、第七号、第九号若しくは第十号に規定する学校若しくは課程、職業能力開発促進法(昭和44年法律

第64号) 第
16条第1項
若しくは第2
項の規定に基
づき国若しく
は都道府県が
設置した職業
能力開発短期
大学校の専門
課程若しくは
職業能力開発
大学校の専門
課程若しくは
応用課程又は
同法第27条
に規定する職
業能力開発総
合大学校の特
定専門課程若
しくは特定応
用課程に在学
して電気、電
子、通信、情
報工学、機械
、物理又は化
学に関する課

程を修めて卒業又は修了したもの

一 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校を卒業した日

二 学校教育法に基づく高等学校の第3学年の課程を修了した日

三 学校教育法第90条第2項の規定に基づき大学に入学した日

四 学校教

育法施行
規則（昭
和 2 2 年
文部省令
第 1 1 号
）第 1 5
0 条第 2
号の規定
に基づき
文部科学
大臣が高
等学校の
課程と同
等の課程
を有する
ものとし
て認定し
た在外教
育施設の
当該課程
を修了し
た日
五 学校教
育法に基
づく専修
学校の高

等課程の
うち、学
校教育法
施行規則
第150
条第3号
の規定に
基づき文
部科学大
臣が指定
した課程
を修了し
た日（同
号の規定
に基づき
文部科学
大臣が定
める日以
後に修了
した場合
に限る。

)

六 高等学
校卒業程
度認定試
験規則（

平成17
年文部科
学省令第
1号)に
規定する
高等学校
卒業程度
認定試験
の合格者
となった
日

七 外国に
おいて学
校教育に
おける1
2年の課
程を修了
した日

八 昭和2
3年文部
省告示第
47号第
20号か
ら第23
号までに
規定する

資格を取
得した日

九 昭和2

3年文部

省告示第

47号第

24号に

規定する

教育施設

又はこれ

に準ずる

ものに置

かれる1

2年の課

程を修了

した日

十 昭和5

6年文部

省告示第

153号

第1号に

規定する

検定に合

格した日

又は同告

示第2号

		から第5号までに規定する課程を修了した日			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
農林水産省経験者採用試験(係長級(技術))		試験年度の4月1日において、大学等を卒業した日又は大学院の課程等を修了した日のうち最も古い日から起算して4年を経過した者で、これらの大学等又は大学院の課程等に在学して情報工学、土木、造船工学、数学、物理、地球科学、	農林水産省経験者採用試験(係長級(技術))		試験年度の4月1日において、大学等を卒業した日又は大学院の課程等を修了した日のうち最も古い日から起算して4年を経過した者で、これらの大学等又は大学院の課程等に在学して地球科学、化学、生物学、薬学、農芸化学、農学、農

		化学、生物学、薬学、農芸化学、農学、農業経済、畜産、水産、 <u>農業農村工学</u> 、 <u>林学</u> 、 <u>砂防</u> 、 <u>造園又は林産</u> に関する課程を修めて卒業又は修了したもの			業経済、畜産、水産又は <u>農業農村工学</u> に関する課程を修めて卒業又は修了したもの
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
国土交通省経験者	(略)	(略)	国土交通省経験者	(略)	(略)
採用試験 (係長級 (技術))	地方整備局・北海道開発局	試験年度の4月1日において、次の各号のいずれかに該当する日 (二以上あるときは、当該日のうち最も古い日) から	採用試験 (係長級 (技術))	地方整備局・北海道開発局	試験年度の4月1日において、次の各号のいずれかに該当する日 (二以上あるときは、当該日のうち最も古い日) から

起算して11年を経過した者で、短期大学等、大学等、大学院の課程等又は第一号、第四号、第五号、第七号、第九号若しくは第十号に規定する学校若しくは課程に在学して電気、機械、土木、建築又は農業農村工学に関する課程を修めて卒業又は修了したもの

起算して11年を経過した者で、学校教育法に基づく短期大学、高等専門学校、高等学校の専攻科の課程（同法第58条の2の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）若しくは専修学校の専門課程（同法第132条の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）、大学等、大学院の課程等又は第一号、第四号、第五号、第七号、第

九号若しくは第十号に規定する学校若しくは課程に在学して電気、機械、土木、建築又は農業農村工学に関する課程を修めて卒業又は修了したもの

一～三（略）

四 学校教
育法施行
規則（昭
和22年
文部省令
第11号
）第15
0条第2
号の規定
に基づき
文部科学
大臣が高
等学校の

一～三（略）

四 学校教
育法施行
規則第1
50条第
2号の規
定に基づ
き文部科
学大臣が
高等学校
の課程と
同等の課
程を有す
るものと

して認定
した在外
教育施設
の当該課
程を修了
した日

五 (略)

六 高等学
校卒業程
度認定試
験規則に
規定する
高等学校
卒業程度
認定試験
の合格者
となった
日

課程と同
等の課程
を有する
ものとし
て認定し
た在外教
育施設の
当該課程
を修了し
た日

五 (略)

六 高等学
校卒業程
度認定試
験規則（
平成17
年文部科
学省令第
1号）に
規定する
高等学校
卒業程度
認定試験
の合格者
となった
日

		七～十 (略)			七～十 (略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

2 この決定による改正は、平成30年7月2日から効力を発生する。